オーストリア学派の法と経済学の憲法学への応用にむけた基礎的考察

井　上　嘉　仁

一　はじめに
二　人間行為の憲法学
　1　制度と憲法
　2　社会主義的傾向と法の支配
　3　国家の基本的役割
　4　オーストリア学派を検討する意義
三　社会科学としての法と経済学
　1　科学的方法
　2　法と経済学
　3　オーストリア学派のルーツ
四　オーストリア学派の法と経済学
　1　メンガーの経済学
　2　ミーゼスのプラクシオロジー
　3　現代のオーストリア学派の一般的傾向
五　社会主義的計画または干渉の問題
　1　社会主義計算論争
　2　社会主義計算論争の応用と法の支配
六　おわりに

一　はじめに

社会主義の経済計画は不可能である。このことに同意しながら，官民が協力して，新しい資本主義を実現しようとする。この二つは両立可能なのだろうか。市場経済に国家が干渉していくことで，経済は発展し，人びとはより自由になるのだろうか。

経済計画の不可能なことは，オーストリア学派による社会主義計算論争によって立証された。なぜ社会主義が不可能なのかをいまいちど確認する作業

は，新しい資本主義なる新しい干渉主義が，本当に可能なのかを検討するために不可欠であろう。

そのため，本稿は，オーストリア学派の人間行為学（プラクシオロジー）とその主要概念である主観主義や制度への関心から，憲法学への示唆を導き出すための基礎的考察をおこなう。はじめに人間行為の分析と憲法とが無関係ではないことを確認し，社会科学としての経済学は，法制度等を分析する手段として有用であることをみる。次いで，法と経済学のなかでもオーストリア学派の理論的エッセンスを整理する。そのうえで，社会主義計算の不可能性は，人間行為全般への合理主義的干渉の不可能性の一部分であることを述べる。

経済生活への干渉を許容することは，精神生活への干渉も同時に許容することにつながり，経済計画を承認することは，民主主義や自由の崩壊を招くというＬ・ミーゼス（Ludwig von Mises）やＦ・Ａ・ハイエク（Friedrich August von Hayek）の危惧は，今も色あせていないのである。

二　人間行為の憲法学

１　制度と憲法

人間社会において，個人は制度を利用して活動している。ここにいう制度は，人為的に創設された法制度のみならず，人間行為の結果として自然とできあがったパターンとしての法的・社会的制度も含まれる。かかる制度は，諸個人の選択あるいは自由に影響を与えている。また制度的な調整の変更も，諸個人の自由に影響を及ぼす。自由保障を考察する憲法学は，諸個人の自由を保障するため，制度の分析に目を向けなければならない。本稿で検討するオーストリア学派の分析ツールは，進化プロセスの産物としての法や自生的秩序，制度の研究に焦点をあててきている(1)。制度への関心が憲法構造の理解に関与的であるならば，国家権力を抑制するために最も効果的な憲法構造とはなにか探求するために，オーストリア学派の研究を参照すべきであろう。

人間行為のうち，主として経済活動の側面を分析してきたのが，経済学である。経済活動は制度によって方向付けられるため，経済学にとって制度は中心的な研究対象であるはずだった。しかし，1940年から1960年の期間，経済学の専門家たちは制度へ注意を払わなくなっていった。これに抵抗し，ふたたび制度に着目したのが，ジェームズ・ブキャナン（James Buchanan）やロナルド・コース（Ronald Coase）が取り組んだ，公共選択学や法と経済学だった[(2)]。またミーゼスは，人間行為学（プラクシオロジー）を提唱し，経済活動がおこなわれる制度的枠組みを考慮しなければならないと指摘している[(3)]。ミーゼスの分析は，官僚制度，自由市場経済，社会主義や干渉主義など多岐にわたっている。

ある制度内における選択に関する純粋理論は，別の制度内においても同一であると考え得るが，何を選択するか，個人間の関係がどのように相互作用するかは，制度が作り出す文脈に応じて変化する[(4)]。諸個人の相互作用は，フォーマルあるいはインフォーマルな制度のなかでおこなわれる。この制度は行為者のインセンティブを構造化し，行為のために必要な情報や知識を提供する[(5)]。行為者がおなじであっても，制度枠組みが異なれば，プロセスも帰結も異なってくる。プレイヤーが同じでもゲームの種類が異なれば，結果が変わるのと同じである。個人の選択は，制度的な影響の下にあるのである[(6)]。

（1） Peter J. Boettke and Todd J. Zywicki, *Law and economics: the contributions of the Austrian School of Economics* in RESEARCH HANDBOOK ON AUSTRIAN LAW AND ECONOMICS 23 (2019).

（2） *Id.* at 11.

（3） L. ミーゼス（村田稔雄訳）『ヒューマン・アクション――人間行為の経済学〔新版〕』（春秋社，2008年） 7頁。

（4） Boettke, *supra* note1, at 11-12.

（5） *Id.* at 15.

（6） *Id.* at 16.

2　社会主義的傾向と法の支配

ハイエクは，経済学者であると同時に法学者でもあった。ハイエクの主要な関心のひとつは，法の支配と民主制そして経済システムが，法的・政治的制度とどのように相互作用するかであった[7]。法の支配と民主制は，包括的な計画経済という経済システムと矛盾するというのが，ハイエクの帰結であったことは周知のとおりである。

ハイエクは共産主義や社会主義あるいは全体主義を批判したのであって，資本主義国である日本とは無関係である，と考えるのは早計である。なぜなら，ハイエクの帰結が示された著書『隷属への道』は，法の支配や民主制，あるいは個人の自由といった基本的概念を共有するイギリスの状況に向けられたものだったからである。資本主義でありながら，市場経済を社会主義的に運用しようとすることが，法の支配，民主制や自由に壊滅的な打撃を与えることになることを指摘したわけである。この指摘は，日本国憲法の通説的な解釈にも妥当する。日本国憲法に経済活動の自由が保障されているにもかかわらず，それを社会国家的に理解したり，かような修正を施そうとすることに対しても同様に，ハイエクがイギリスに向けた警句があてはまるのである。

ハイエクは，経済を計画していくこと，人為的秩序を合理的に設計していくことを強く批判した。ハイエクが批判した計画とは，いわば干渉のための計画である。ハイエクは自生的秩序におけるルールを維持し，人為的な設計主義による干渉を排除するための法原理を法の支配と考え，その本質を一般的・抽象的なルールであるとみた。

ハイエクのいう自生的秩序は，ある法制度の内部における自由な活動によるパターンであると同時に，法制度のそのものも，自生的に形成されてくる。この意味では，制度は人間行為に外生的に存在して個人の選択に影響を与え

（7）　ハイエクのこの関心事は，その著書『隷属への道』，『自由の条件』，『法と立法と自由』などで論じられている。

るものにとどまらず，人間行為が制度そのものを形成する内生的なものでもある。制度の内生的な進化プロセスが自由と整合的であるように，こうした自生的秩序の周辺部分において，憲法を設計していくことは，ハイエクの体系においては矛盾しないとされる[(8)]。

社会主義も，憲法を設計し，自由を保障しようとしたのだった。しかし，そこでの自由は，本来的意味とは異なって理解されてしまった。自由とは強制のないことを意味するはずだったが，社会主義者は人びとに平等な状態をもたらす社会システムによって，人びとは自由になると唱道した。古くからの自由概念を拡大し，資源を再分配するための平等を自由概念に忍び込ませたのである[(9)]。社会主義が台頭した当時の（ともすると今でも）大多数の人びとは，社会主義がもたらすとする自由を好意的に受け止めた[(10)]。平等な資源配分を掲げる自由の拡大路線は，否応なく経済活動の制限をともなう。現代でも，経済活動の自由は，社会的経済的弱者保護のため，あるいは国民経済の円滑な発展のために，必要な限度で制限を受けることに疑いを持たない論者は多い。人格的存在としての個人の自由にとって，精神的自由の保障こそ中心的であり，経済活動の自由は周辺的だと考えられているのかもしれない。精神的自由を手厚く保護し，経済的自由の制約を緩やかに承認することは，その現れであろう。

しかし，ハイエクは次のように批判した。「全経済活動を統制する当局は，われわれの生活の，低次元の事柄に関連する部分だけを統制するのにとどまらない。当局は限りある手段を，われわれのすべての目的にどのように配分するかも統制することになるだろう。つまり，全経済活動を統制する者は，人々があらゆる目的を追求する際の様々な手段を統制することになり，それを通じて，どの目的が達成されるべきで，どの目的がそうでないのかを，決

（8） Boettke, *supra* note1, at19.
（9） Ｆ．Ａ．ハイエク（西山千明訳）『隷属への道〔新版〕』（春秋社，2008 年）27 頁。
(10)　同 33 頁。

定しなければならない〔決定するに違いない〕。これこそが問題の核心である」(11)（〔　〕は井上）。すなわち，経済的手段の統制は，単純に物質的要素を対象とするのにとどまらず，精神活動の統制にもなるということである。言論や宗教といった精神活動の自由も，それを遂行するための手段に対する能力を保有していない限り，空虚な言葉となる。このことを正面から捉えたとき，人権の保障とは究極的には財産権の保障なのである(12)。したがって，財産権を保障する経済活動の自由に関する制度枠組みを正しく理解し，保障するための憲法構造を樹立することが必要なのである。

3　国家の基本的役割

他人による強制が可能な限り削減されている状態を自由と考えよう(13)。強制とは，自分自身のためではなく他人の目的のために，他人の意思に奉仕させられていることと考えよう(14)。

かような強制を可能な限り削減し，自由を最大化するために有効な方法は何か。それは，強制を阻止するために十分に強力な強制力を創設すること，すなわち，国家による強制を承認することと考えられよう。

しかし，ここに新たな問題が生じる。強制力をより上位の強制力でもって統制するとき，そのより上位の強制力をいかにして統制できるのか。

古典的自由主義者は，個人の活動する私的領域を定義し，国家に強制権限を独占的に付与すると同時に，国家の強制力の行使できる場合を，強制を阻止する事例に限定することを提唱した(15)。

---

(11)　同 116 頁。

(12)　Boettke, *supra* note1, at 14.

(13)　Ｆ．Ａ．ハイエク（気賀健三＝古賀勝次郎訳）『自由の条件［Ｉ］自由の価値〔新版〕』（春秋社，2007 年）21 頁。

(14)　Ｆ．Ａ．ハイエク（気賀健三＝古賀勝次郎訳）『自由の条件［Ⅱ］自由と法〔新版〕』（春秋社，2007 年）４頁。

このようにして強制を最小化した社会ではなにが起きるだろうか。換言すれば，自由な社会の特徴はどのようなものか。

社会には自生的秩序としてのルールが存在し，人びとはそれに従うことで不確実性を減少させながら，また各人の有する局所的知識を活用しながら，各人の目的を達成することができる。各人の目的達成計画の衝突を避け，他人の強制を排除するために，私的な領域すなわち所有権（財産権）の設定が不可欠となる(16)。ゆえに自由な社会では財産権が明確に設定されている必要がある。もっとも，それは必ずしも人為的な法制定によって定義されなくても良いだろう。無政府状態や未開社会においても，財産権を保護するインフォーマルな制度があれば,自由な社会は実現されうるからである。したがって，財産権を保護するために国家は必須のシステムではないが，国家の存在を前提とすれば，国家権力が財産権侵害的に行使されないよう，財産権保護のための強制権限に限定することに憲法的意味がある。

強制もなく，自分自身の目的のために各人の知識を使用できる自由な社会は，効率的な社会となると言えるかもしれない(17)。それは，社会総体での資源の節約を可能にし，結果として社会の活力を生むとも考えられるからである。しかしながら，資源の節約になるとの考えが，もしその資源を他の用途に利用した場合に得られる効用や効率を計算することを前提としているとすれば，それは正しくない。後に見るように，オーストリア学派は主観主義，主観的価値論をとる。ゆえに資源に対する価値評価は主観的なものと考える。したがって，各人の主観的評価においては，合理的な資源の活用方法であったとしても，客観的（科学的）にみて効率的とはいえないこともある。たとえば，祈願のためにお守りを買う行為は，客観的・科学的に見れば資源の非

(15)　ブルース・コールドウェル（八木紀一郎監訳）『ハイエク 社会科学方法論を巡る闘いと経済学の行方』（一灯舎，2018 年）356-357 頁。

(16)　吉野裕介『ハイエクの経済思想 自由な社会の未来像』（勁草書房，2014 年）91 頁。

(17)　同 116 頁。

効率的な利用と言えるだろうが，主観的には，目的合理的な行為なのである。

ここまでの議論から，国家の基本的役割の一部には，少なくとも，自生的秩序を維持すること，財産権を保障することが含まれる。財産権を保護することは，特定の経済活動を奨励したり，資源を人為的に分配すること，国家目的に人びとを従わせることではない。そうではなく，一般的抽象的な法により，予測可能性を高め，各人が自ら設定する目的を達成するための計画を矛盾なく遂行できるようにしていくことにある。ハイエクの次の言説は，かような国家の役割の性質にピッタリである。「人間は，獲得できる知を，職人が自らの工芸品を形作るように結果をつくるためではなく，庭師が植物にする仕方で，適した環境を提供して成長を育成するために，使わねばなりません」(18)。

4　オーストリア学派を検討する意義

本稿は，C・メンガー（Carl Menger）やミーゼスらのオーストリア学派の理論を検討する。オーストリア学派の最もよく知られた功績は，社会主義の不可能性を徹底して論証したことにある。共産主義，社会主義が席巻していた時代において，ミーゼスやハイエクらの社会主義の不可能性論は，資本主義か社会主義かの体制選択の問題にかかわっていた(19)。その問題を超克し，市場を利用しない社会主義の不可能性について広範な同意が得られている現在，なおオーストリア学派を検討する意義はなにか。

20 世紀に社会主義が終わり，21 世紀には自由主義が終わって，人類は福祉国家の道を歩むのが歴史の必然であるから，オーストリア学派の研究はもはや時代錯誤なのだろうか。これに対して，ハイエクの社会哲学を，体制選択論から文明の並立論へと読み替えようとする試みもある(20)。その議論は次の

---

(18)　F．A．ハイエク（嶋津格監訳）『哲学論集』（春秋社，2010 年）90 頁。

(19)　吉野・前掲注（16）7 頁。

(20)　同 13-14 頁。

ようにいう。“自らの知識を自己の目的のために活用できるのが自由社会の意義である。自由な競争を通じて知識が発見さる。それによって文化の進化に寄与する。知識社会の拡大は人類を成長させるのだ。経済成長のみが価値基準であった 20 世紀的価値観は転換を迫られる。今後必要とされるのは，知識の豊かさを成長の価値とする社会，それについての人びとの共通認識である。人びとの知識の交流の促進は，経済成長とは別の次元で，文化・文明の発展に大きな力となるに違いない”[(21)]。そして，ハイエクの知識論や進化論は，インターネットを通じて知識の交流が盛んに行われる現代において，再論される意義があるのだという[(22)]。

本稿は，かかる意義のあることは否定しない。しかしながら，本稿の意図はそこにはない。本稿は憲法学において，経済学におけるのと同じ程度には，社会主義の不可能性が受け入れられてこなかった[(23)]ことに，オーストリア学派再論の意義を見出す。日本においては，小さな政府を目指す行政改革が不十分なまま，反新自由主義のムーブメントにのって，市場原理主義でもなく，官僚主義でもない，新しい資本主義を目指そうと声高に叫ばれている。新自由主義とは何かの議論もおざなりに，市場で競争する企業・産業への手綱を当局が握ったまま手放さない。装いを多少変えても，市場に干渉するという本質はかわらない。オーストリア学派の主観主義や制度分析は，日本にはびこる社会主義的傾向が自由を蝕み，自由が生み出すはずの活力を削ぎ，未曾有の経済的停滞を引きおこしている可能性を示唆する。たとえば，教育分野においては，中央集権的に学習内容を決定することは，現場の局所的知識の活用を阻害し，競争を抑制することで新たな知識の発見を不可能とすることが予想される。また労働分野においては，賃金を労働生産性に対するコスト

(21)　同 295 頁。

(22)　同 260-261 頁。

(23)　唯一，阪本昌成の憲法理論は，オーストリア学派の理論の核心を憲法学に応用して金字塔を打ち立てた。

と捉えるのではなく，賃金は使用者が労働者に支払う主観的価値と捉えることも示唆されうる。この意味では，同一労働によって同一の生産性を生み出すことは，賃金にとって決定的ではなくなる。さらに，行為者の内心は主観的にのみ知りうるのであるから，裁判官は行為に着目して判断しなければならず，各種の一般人基準による主観的要件については見直しが必要となろう。（もっとも，本稿ではこうした法制度の見直しに関する具体的検討をおこなうのではなく，その前段階となるオーストリア学派のアプローチの応用可能性を検討しようとするものである。）

かくして，憲法学（のみならず法学全体）において，オーストリア学派の理論枠組みは，市民社会における人びとの自由を確保するという近代法の大前提を再論することとなる。われわれは，近代立憲主義の立場にあると自認しながら，そのステージから足を踏み外しているのではないか。足下を見直し，地歩を固めるべく立ち止まらなければならない。

三　社会科学としての法と経済学

1　科学的方法

(1)　形式主義的単純化

古典的な政治経済学者は，たとえばアダム・スミス（Adam Smith）からＪ．Ｓ．ミル（John Stuart Mill）まで，みな政治理論家や法理論家であるだけでなく，哲学者や歴史家でもあった。彼らのような理論家は，複雑な人間社会の制度的枠組みを対象として，抽象概念と具体的叙述の間を行きつ戻りつしながら，知的旅路を切り拓いていった。彼らの政治経済学は，現実の社会現象は複雑であることを前提としており，そのことを重視した[24]。

しかし，20 世紀前半，自然科学が発展してくると，古典的政治経済学の学問の在り方は，疑問視されるようになる。人間社会が複雑であればあるほど，

(24)　Boettke, *supra* note1, at 4.

事象の説明には解釈の余地が生まれ，そこに科学的な未熟さが指摘されはじめたのだ(25)。

この指摘を克服するため，形式性を重視する新古典派経済学が登場してくる。形式主義は，制度的枠組みを重視する古典派の伝統を捨てて，言語による曖昧さを数学的表現に置き換えることで，正確さを獲得しようとした。数学的モデルは，前提となる複雑な現実社会を単純化して仮定するものだった。それゆえ，古典的政治経済学は，新古典派を，形式主義だと批判した(26)。

新古典派の形式主義への傾倒は，「経済学とは，目的と，他の目的にも使えるような希少な手段の関係として捉えられる人間活動を研究する科学である」(27) というＬ・ロビンズ（Lionel Robbins）による経済学の定義によく現れている。

形式主義は，形式的たらんとするために，複雑で自生的でもある制度的枠組みを分析から切り離し，それを外生的なものとして与件としたのである。すなわち，制度的枠組みを経済学的分析にとって所与であり固定されたものとみなし，制度的枠組みを所与とすることで制度的枠組みを忘れ去ってしまったのである(28)。新古典派的世界においては，人間は所与の条件下で受動的に反応するように仮定されるため，リアルな人間とはかけ離れた，機械のように扱われることになる。

さらに形式主義は，市場を利用しないで財の価格や生産量を決定する数学的モデルを構築しようとした。これが社会主義の下での経済計算である。

社会主義計算の不可能性に関する論争を経て，制度的枠組みを分析対象とすることの重要性を再認識するのに貢献したのが，オーストリア学派の法と

---

(25)　*Id*.

(26)　*Id*.

(27)　L. Robbins, An Essay on The Nature and Significance of Economic Science 16 (1932).

(28)　Boettke, *supra* note1, at 5.

経済学だった[29]。オーストリア学派は，複雑なものを複雑なものとして研究すべしとする社会科学の伝統に忠実な経済科学であった。

（2） オーストリア学派の科学

自然科学的な形式主義は，社会科学の方法には適していないことを，オーストリア学派は主張してきている。複雑なものを複雑なものとして考察するオーストリア学派は，方法論的個人主義，主観主義，そして市場プロセス分析という特徴をもつ。別々の目的をもつ個人の計画が，現実の時間のなかで，いかに調整されていくのか，そのプロセスに焦点を当てるのである。ここでの時間は，数学的モデルにおける静態的なものではなく，思いもよらない状況を生み出したり，行為者が学習したりする動態的なものである。時間の経過は確率計算では表せない不確実性を生み出すのである。かかる不確実性，知識の限界や時間の経過といった複雑な人間社会における個人の主観的評価や期待を，オーストリア学派は考察する。オーストリア学派の経済学は，経済を複雑なシステムとして研究するのである[30]。

かかるアプローチは，経済学のみならず，領域としての社会科学の方法でもある。社会科学は，人びとが世界を理解する自然な方法を出発点としなければならない。なぜなら，かような理解を基礎として，人びとは行動しているからである。ハイエクによれば「問題は外部世界について人間が抱く像がどこまで事実に合致するかではなく，自分のもつ見方や概念によって決定される行動を通じて，人はどのように，当人がその一部であるもう一つの世界を築きあげるのかなのである」[31]。これに対して，自然科学は，あらかじめ観察可能な単純な状態を仮定し，そこで起きる出来事を法則的に理解しよう

(29) *Id.* at 5. 特にハイエクは，法と経済学の初期の先駆者であるアーロン・ディレクター，ロナルド・コースやブルーノ・レオーニに影響を与えた。*Id.* at 6.

(30) *Id.* at 21-22.

(31) Ｆ・Ａ・ハイエク（渡辺幹雄訳）『科学による反革命』（春秋社，2011 年）22 頁。

とする。社会科学は，自然科学の方法によるのではなく，複雑な現象を分析する科学でなければならないのである[32]。

複雑な現象を複雑なものとして理解しようとする社会科学は，現象を単純化する自然科学と異なり，未来を科学的に予測することはできない[33]。その理由は，未来の知識や情報を，現在時間において，知ることができないからである。複雑な社会現象についてできることは，それが機能する原理を説明することであり，正確な予測をすることではない[34]。かかる社会科学にできる予測があるとすれば，それはせいぜい一般的なトレンドの予測，ハイエクの言葉でいえばパターン予測にとどまる[35]。それは，市場に対する制度的な強制（社会主義や介入主義）から生じる社会的不調和と強調の失敗が予期できるに過ぎない[36]。

社会科学としての憲法学は，複雑な社会現象にあって，人びとはそれでもうまく振る舞うことができている原理の解明を課題としなければならない。自然科学的方法による形式主義的単純化により，社会を組織化し，設計できることを前提とする法制度論や法解釈論を採用することはできない。憲法学において，数学モデルが明示的に展開されることは稀である。しかし，経済活動を制限する立法裁量や行政裁量が大きいとする憲法の構造的理解は，裁量的判断によって官僚による数理モデルによる干渉を許すことが包含されて

(32)　吉野・前掲注（16）25頁。

(33)　それができると考えることは知識の傲慢であり，行きすぎた科学主義である。同70-72頁。

(34)　コールドウェル・前掲注（15）418頁。

(35)　ミーゼスは，不確実な未来に対処するために事例確率という概念をもちいた。事例確率とは，われわれが特定事象の結果を決定する要因の一部を知っているが，その他の決定要因については，全く知らないような場合の事例に対する確率をいうとされる。ミーゼス・前掲注（3）126頁。

(36)　ヘスース・ウエルタ・デ・ソト（蔵研也訳）『オーストリア学派 市場の秩序と起業家の創造精神』（春秋社，2017年）26頁。

いる。社会科学に自然科学的手法を採用することの批判は，憲法学にもあてはまるのである。

２　法と経済学

(1)　コースの法と経済学

本稿はオーストリア学派の理論が法学と調和的であると考えるが，法や制度を経済学の手法で分析しようとするのは，オーストリア学派の専売特許ではない。ロナルド・コースは，新古典派的な制度主義者であるが，法と経済学の代表的論者とみなされている。本稿の分析と対置されるものとして，一般的な法と経済学を素描しておく。コースは，法と経済学にはコース流とポズナー流の二流派があると指摘する[(37)]。

コースの法と経済学は，企業，市場そして経済をうまく機能させるための制度的枠組みの検討だった。コースの有名な論文である「社会的費用の問題」[(38)]では，取引費用ゼロの仮定の下で，最初の権原分配と資源配分がどのように調整されるかが論じられた（コースの定理）[(39)]。コースは，市場的決定を利用しない場合は，既得権集団が関与することにともなう追加的費用を考慮しなければならないことも指摘している[(40)]。

コースの法と経済学は，シカゴ大学ロー・スクールから発祥した。その知的環境に貢献したのはＨ・サイモンズ（Henry Simons）とＡ・ディレクター

---

(37)　Ronald. H. Coase, *Law and Economics and A.W. Brian Simpson*, 25 Journal of Legal Studies 103 (1996).

(38)　Ronald. H. Coase, *The Problem of Social Cost*, 3 Journal of Law and Economics 1-44 (1960). 邦訳：ロナルド・Ｈ・コース（宮沢健一他訳）『社会的費用の問題』（東洋経済新報社，1992 年）「第五章　社会的費用の問題」111 頁。

(39)　ここに比較制度分析のパイオニアとしてのコースを見出すことができる。Boettke, *supra* note1, at 16.

(40)　Ronald H. Coase, *The Federal Communications Commission*, 2 Journal of Law and Economics 1, 18 (1959).

（Aaron Director）であった[41]。コースは，ディレクターの反トラスト法研究プロジェクトから，法と経済学が展開したと，ディレクターを高く評価している[42]。

ディレクターはハイエクと浅からぬ縁があることでも知られている。ディレクターは，ハイエクの『隷属への道』をシカゴ大学から出版することに尽力した。他方で，ハイエクは，シカゴ大学におけるプロジェクト・リーダーを依頼されたさい，ディレクターを雇用するよう推薦した[43]。

コースの定理は様々な反応を引きおこしたが，オーストリア学派の見地からは好意的な部分と否定的な部分とがある。

好意的な部分とは，コースが一般均衡理論を批判し，取引費用が十分に高いとき，制度的枠組みを考慮する必要があることを指摘したこと，問題を解決するためのピグー的手法（補助金や課税）に反対したことについてである[44]。オーストリア学派は，メンガー以来，制度の問題に取り組んでおり，負の外部性問題の自発的解決の重要性を強調し，ピグー的解決に否定的である[45]。この意味では，コース流の法と経済学が同じ方向性であることをプラスに評価するのである。

他方で否定的部分とは，取引費用が存在するときに，費用便益分析をおこ

（41）　菊地諒「シカゴ大学ロー・スクールにおける「法と経済学」の水脈」立命館法学 2020 年 5・6 号（393・394 号）229 頁（2020 年）。サイモンズの経済学は，コース流の法と経済学の潮流に反して干渉主義的であった。同 221-222 頁。しかし，兎にも角にも，シカゴ大学ロー・スクールに経済学者が存在するという伝統を築いたという意味で，法と経済学への貢献がみられるという。同 228 頁。

（42）　Ronald H. Coase, *Law and Economics at Chicago*, 36 JOURNAL OF LAW AND ECONOMICS 239, 247 (1993).

（43）　Boettke, *supra* note1, at 16. 菊地・前掲注（41）223-224 頁。

（44）　Peter J. Boettke, *Where did Economics go Wrong? Equilibrium as a Flight from Reality*, 11(1) CRITICAL REVIEW, winter, 11-64 (1997).

（45）　Martin Krause, *Property rights, the Coase Theorem and inormality*, in TODD J. ZYWICKI AND PETER J. BOETTKE, RESEARCH HANDBOOK ON AUSTRIAN LAW AND ECONOMICS 29 (2019).

なう点についてである。オーストリア学派は，費用便益分析により総合的な結果を最大化するように，権利を割当てるべきだという考え方を拒絶するのである。この拒絶は，オーストリア学派が価値を主観的に捉えることとかかわっている[46]。

法と経済学の射程について，コース自身は，独禁法と産業組織，労働法と労働市場のように，経済システムの働きについての法システムの影響の研究に限定して考えていた[47]。コースにとって，法と経済学は，あくまで経済を研究対象としていた[48]。伝統的な市場での意思決定，収入や支出に関する経済システム[49]，経済システムにバインドされている社会制度の働き[50]などが研究対象だったのだ。

かかるコースの限定からすれば，法律や法制度は，市場的な意思決定の外部にあるもの，外生的な制約として扱われるべきことを主張していると思われる[51]。すなわち非市場的意思決定に経済学的分析を適用しないということである。非市場的な意思決定を分析するには，その分野の専門家がもっている，意思決定の目的や制度枠組みの性格を判別し，理解する能力と，特別の知識が必要となる，とコースはいう[52]。こうして，コースは，非市場的決定を理解するために，経済学が発展させてきた選択の論理を応用しようとする経済学帝国主義の試みを批判したのだった[53]。

---

(46)　*Id*. at 29.

(47)　Coase, *supra* note 37, at 104.

(48)　Peter L. Leeson, *Coase, Posner, and Austrian law and economics*, in TODD J. ZYWICKI AND PETER J. BOETTKE, RESEARCH HANDBOOK ON AUSTRIAN LAW AND ECONOMICS 48 (2019).

(49)　Ronald H. Coase, *The New Institutional Economics*, 88 AMERICAN ECONOMIC REVIEW 72, 73 (1998).

(50)　Ronald H. Coase, *Economics and Contiguous Discipline*, 7 JOURNAL OF LEGAL STUDIES 201, 206-207 (1978).

(51)　Leeson, *supra* note 48, at 48.

(52)　Coase, *supra* note 50, 208.

(2)　ポズナーの法と経済学

コースと同じくR・ポズナー（Richard Posner）も，法と経済学に貢献した者として，ディレクターを高く評価した(54)が，法と経済学の射程については，コースとは完全に袂を分けている。ポズナーは，伝統的な経済分野に関係する法律に, 法と経済学の射程を限定するコースの手法を, 旧い手法と断じた(55)。

ポズナー流の法と経済学は，経済理論を，法システムの中核をなす制度に適用するものである。そこには，過失，契約や財産についてのコモンロー上の理論，刑罰理論や実践など，あらゆる法領域が含まれるのである(56)。

コースとポズナーの相違は，経済学をトピックとみるか手段とみるかにある。コースは経済学を狭くとらえ，トピックとしてみたため，法と経済学もトピックとして扱われたのである。これに対して，ポズナーは経済学を手段ととらえたため，法と経済学も手段ベースで捉えることになったのである。ポズナー流の法と経済学によれば，手段としての経済学（経済学的分析手法）は, 人間の意思決定全般に適用可能である。コースの関心は, 狭い意味での“経済的” 意思決定であったが，ポズナーはそれに限らず，非市場的意思決定も包摂される(57)。

あらゆる意思決定を経済学的手法で分析するため，ポズナー流の法と経済学は, 制度的内生性を許容し, 要求しさえする。この点でコースと異なる。コースにあっては，法制度は外生的なものであり，所与のものとされたが，ポズ

---

(53)　*Id*. at 203.

(54)　Richard A. Posner, *The Chicago School of Antitrust Analysis*, 127 UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW 925 (1979).

(55)　Richard A. Posner, *The Economic Approach to Law*, 53 TEXAS LAW REVIEW 757 (1975). もっとも，コースは，経済学を法制度と関連させながら論じた点では，旧来の経済学からすれば新しいものであったが，ポズナーはさらにその先を進んだのだった。

(56)　*Id*. at 759.

(57)　Leeson, *supra* note 48, at 49.

ナーはそうではない。社会に潜む中心的現象を理解するためには，法やその他の制度の経済学的分析は必須だとポズナーはいう(58)。制度が人間行為にあたえる影響のみならず，逆に，人間行為が制度にいかなる影響を与えているかも法と経済学の分析対象となるということである。

オーストリア学派の見地から，ポズナーの制度的内生性を許容ないしは要求する態度は,好意的に受け取られる。オーストリア学派のアプローチとシームレスに繋がっているという論者もいる(59)。“オーストリア学派の理論の核心である主観主義からすれば，個人の信念が重視される。個人の信念が法体系に影響を与えるとすれば，信念に照らして，法制度が内生的に出現することが分析されなければならない”(60)。ポズナー流の法と経済学は主観主義にでるものではないが，人間行為が制度に与える影響を考察する点では，オーストリア学派の法と経済学と同調する点もあるとみられる。

オーストリア学派の法と経済学は，外生的に，法制度が個人の信念をいかに形成するのかのみならず，内生的に，法制度がいかにして出現するのかを研究することを課題とする。それは，法制度の出現と運用が，個人がそれらに付与している意味，すなわち信念といかに結び付いているかの考察である(61)。これはコースが明らかに分析対象としなかったものである。

3　オーストリア学派のルーツ

(1)　法学部における経済学

コース流，ポズナー流のいずれとも異なる視角から制度を分析するのが,オーストリア学派である。オーストリア学派が独特の分析手法をとることを

(58)　Richard A. Posner, *Volume One of the Journal of Legal Studies --An Afterword*, 1 JOUNAL OF LEGAL STUDIES 437, 439 (1972).

(59)　Leeson, *supra* note 48, at 50.

(60)　*Id*. at 47.

(61)　*Id*. at 61.

理解するため，オーストリア学派のルーツについて簡単に叙述しておこう。

オーストリア学派の始祖とされるのは，メンガー，ベーム＝バベルク（Eugen von Böhm-Bawerk）そしてヴィーザー（Friedrich von Wieser）の３人である。この３人の共通点は，いずれも経済学者でありながら，官吏でもあり，かつ，法律家でもある，という点である(62)。

彼らの時代（1900 年前後）のヴィーン大学には，「法 - 国家学部」(63) というオーストリア固有の学部が存在した。オーストリアの大学において，経済学関連の講義は，この学部内で開講されていた。

八木紀一郎は当時の状況を次のように解説する(64)。“ヴィーン大学の再編による法 - 国家学部の設置は，大学を国家的教育機関にするものであり，大学を国家に従属させることになった。当該学部は，国家試験受験のための必修科目を設置しなければならず，しかも国家試験は実質的には大学内の試験であった。学部における教授の自由は，こうした国家的義務を果たした余力で享受できるにすぎなかった。法学の博士号取得には博士号請求論文の提出は必要とされず，学位取得口述試問に合格すればよかった。学位取得試験は，法曹として活動するための資格試験であり，学術研究ではなかった”。

このように，当時，経済学は，国家学の一部であり，学生は，法学，政治学などとともに，経済学も修得することになっていたのである。法学，政治学と経済学を関連させながら，社会制度を論じる土壌は，この法 - 国家学部という特殊な状況で形成された。

当時のヴィーン大学に本格的な経済学を定着させたのがメンガーだった(65)。とはいえ，教授内容は，国家的教育機関としての枠組みの制約を受けていた(66)。

---

(62)　八木紀一郎『オーストリア経済思想史研究 中欧帝国と経済学者〔RA 版〕』（名古屋大学出版会，2022 年）99 頁。

(63)　同 215 頁（注）４参照。

(64)　ヴィーン大学での法 - 国家学部の状況については，同 215-218 頁を参照した。

(65)　同 225 頁。なお同（注）13 も参照。

したがって，メンガーの「国民経済学」講義も，国家試験受験者向けの知識の伝授をメインとせざるを得なかった[67]。しかしながら，メンガーの“余力”で行使された教授の自由によって，オーストリア学派が次第に形成されていくことになる。法 - 国家学部という土壌に彼が播いた種は，ゆっくりと発芽期を迎えるのであった。

（2）　二つのオーストリア学派

オーストリア学派にいう“オーストリア”には二つの意味がある[68]。ひとつは終末期のヴィーンにおいて，特定の経済学的アプローチが樹立するための文化的状況を意味する。当時の知的・芸術的文化は，経済学にも影響を及ぼしていた。他方で，“オーストリア”は，経済学研究への特定のアプローチも意味している。ヴィーン大学で，経済学が法 - 国家学部で開講されていたという状況は，オーストリアの経済学者が経済分析をおこなうさい，財産と契約に関する制度的枠組みを重視することにつながった。

思想的には，前者の文化的状況を意味する“オーストリア”学派は，中産階級を教育し，官僚機構へ人材を補給することを課題とし，官僚機構による干渉を必要とするような政治的自由主義であった[69]。この思想と現代的なオーストリア学派の思想の間には，大きな懸隔がある。

たとえば，始祖の一人であるヴィーザーは，人はみなその強さにおいて等しい存在ではないこと，現実には自由でないにもかかわらず，自由な存在として扱ってきたことを批判し，弱者保護を自由の尊重に優先させることを主張した[70]。たとえば，信義誠実といった倫理的な力のないなかで，無制約の自由を認めることはできず，倫理の力が自由の使用方法についての正しい基

（66）　同 225 頁。

（67）　同 13 頁。

（68）　Boettke, *supra* note1, at 21.

（69）　八木・前掲注（62）1-7 頁。

準をあたえると考えた[71]。また個人は，種々の社会的勢力の影響下にあるという現実から出発し，国家による社会的勢力への介入を原理的に拒否するのではなく，それを自由の状態を確保するために活用しなければならないと説いた。ヴィーザーの議論は，自由概念を再定義し，国家介入を自由主義と両立させようとするものだった[72]。

1900 年前後から勃興したオーストリア学派は，当時のオーストリアという特殊な状況で育まれた思想の系譜であった。この学派は，ナチスによる迫害を逃れるため，アメリカに渡ったミーゼスを中心とした研究者らに引き継がれた。ハイエクがノーベル賞を受賞した 1970 年代半ば以降，この学派は脚光を浴びることとなった。カーズナー（I. Kirzner）やロスバード（M. N. Rothbard）などは，ミーゼスの思想を引き継いでいるが，かつての文化的・歴史的状況という思想的制約はもはや見られない。彼らの思想は特に，現代オーストリア学派またはネオ・オーストリア学派と呼称される。

次章では，オーストリア学派の法と経済学の特徴と有効性を検討する。

四　オーストリア学派の法と経済学

1　メンガーの経済学

(1)　メンガーの主観主義と限界効用理論

オーストリア学派の創始者と目されているのは, メンガーである。メンガーは文化的・歴史的状況の影響を受けている“オーストリアン”であり，かつ，現代のオーストリア学派の論者が，自らの経済理論の淵源として遡及する

---

(70)　同 110 頁。

(71)　同 110 頁。

(72)　同 112 頁。現代的なオーストリア学派であれば，干渉主義的なヴィーザーの議論には賛成しないだろう。ミーゼスやシュンペーター（Joseph Schumpeter）は，始祖の世代とは異なる経済理論を企業家を軸に提唱したが，そこにも当時の文化的・歴史的状況の残滓があることが指摘される。爵位を喜んで受け入れたり，商工会議所で中世ギルドまがいの業務に携わったりしていた点が指摘される。同 13-14 頁。

“オーストリアン” でもある特異な存在である。

メンガーは当初から経済活動の主観的構造に着目したわけではなかったが，1880 年代後半以降は，経済生活における日常経験の主観的現実に，経済理論は基礎を置かなければならないとみていた(73)。また，メンガーの理論は個人主義的であり，自生的秩序についての考察は自由主義的でもある。メンガーは，個人の本質から自由を論じようとした。この点で，メンガーの自由論は，アダム・スミス的な自由とは一線を画している(74)。

メンガーの考える個人主義の本質は，主観主義に要約される。メンガーは，L・ワルラス（ Léon Walras），W・S・ジェボンズ（William Stanley Jevons）と並んで限界革命の立役者とされるが，主観主義にでるメンガーは，他の二人とは異質なアプローチで，限界理論に迫った。

メンガーの限界効用理論を要約すれば，それは主観的なプロセス理論からの派生物である。メンガーが着目した点は，行為者は目的達成の視点から手段を評価し続けているが，手段に対する価値評価は常に同じではなく，特定の行為に関して相互に交換可能な手段の保有量に応じて変化する(75)。すなわち，最後の 1 単位の効用は，それに対する最も重要度の低い個人的な価値尺度によって決定されるのである。たとえば，水が 1 単位しかなければ，その用途は生命にかかわるため高い価値をもつが，100 単位あれば，重要な生命維持の用途から順に消費し，最後の 1 単位はほとんど無価値となる。このように，財の価値はその生産履歴として内在するのではなく，主観的価値によるというのがメンガーの主観主義，主観的価値論的な限界効用理論である。

メンガー理論が，他の理論と異なる際だった特徴を見せるのは，各人は特定の主観的価値をもつ目的を叶えるために，自らの世界観を前提に，その主観価値に動機づけられて努力する，とみる点である(76)。人間は目的をもって

(73) 同 206-207 頁。
(74) 同 11 頁。
(75) ソト・前掲注（36）80-81 頁。

行為する。その目的がどれだけ重要かは，当該個人が主観的に評価することである。主観的評価のことを「価値」と呼ぶ。主観的評価は各人に応じて異なるのだから，客観的には存在しない。最終的な目的のための中間的目的を考えるとき，中間的目的が最終目的にどれだけ寄与するかも，行為者が主観的に信じれば足りる。「効用」は手段に対する主観的評価であり，その価値は手段によって達成される目的に依存する。こう考えれば，価値と効用は表裏一体であり，目的に付された行為者の主観的価値は，その実現にとって有益である手段，すなわち効用概念に反映されるのである[(77)]。

メンガーの限界効用理論は，主観主義を本質とする個人主義を核とした人間行為のプロセスの当然の帰結といえる。実際，メンガー理論の貢献は，限界概念にではなく，自己利益にしたがって行動している個人が，誰も意図していないにもかかわらず，多くの場合に，有益な効果をもつ社会制度を生み出している，ということを理論的に証明したことにある[(78)]。

(2)　メンガーの主観主義と制度分析

ワルラスやジェボンズの限界理論は，需要と供給が一致するための分析ツール，一般均衡モデルの分析ツールを手に入れる革命的理論と受け取られた。しかし，メンガーは，自身の限界理論を，古典的政治経済学者と同じように，社会的制度の分析に適用したのである[(79)]。

メンガーの分析の概要は次のようである[(80)]。目的をもった人間の行為は，現実の経済生活のなかでおこなわれる。これは知識や制度が発展する進化的プロセスでもある。進化的プロセスを通じて，個人的・主観的な知識を人び

(76)　同 79 頁。
(77)　同 80 頁。
(78)　コールドウェル・前掲注（15）89 頁。
(79)　Boettke, *supra* note1, at 7.
(80)　ソト・前掲注（36）82-84 頁。

とは蓄積すると同時に，一連の行動パターン（社会的制度）が自生的・進化的に発生する。メンガーの発見は，社会制度が多数の人びとの活動からなる社会プロセスの結果として生じることだった。この社会制度には，経済や法の制度が含まれる。共通善を促進する社会制度がいかにして発生するのか，という問いに対して，メンガーならば，人間は自分自身でこうした制度を意図的に作り出すことはできず，それは個人の活動の予期せざる結果なのだ，と解答することだろう。

メンガー自身，「病的な興奮状態」のなかで，このアイディアを『国民経済学原理』で著したと語ったとされる(81)。メンガーの主観主義は，新古典派が人間を機械のように反応する人形のようにみたのとは異なり，創造的・主体的な行為者とみた。かかる行為者は，意図せずして，社会にパターンをもたらす。メンガーの功績は，主観主義にもとづく社会制度の理論を歴史上はじめて定式化したことにある。確立している行動のパターンである社会・経済・法・言語の制度はすべて，自生的に生まれて進化してきたことを，メンガーは主張したのだった(82)。

メンガーの吹き込んだ新風は，ドイツの法律家F・C・サヴィニー（Friedrich Carl von Savigny）と共鳴する。サヴィニーは，社会制度は有機的に成長すること，社会制度は民族の歴史や特異性を反映していること，ゆえに社会の発展に社会制度が果たした役割についての知識がなければ，制度を思い通りに変更できないこと，などを指摘した(83)。メンガーは，サヴィニーの関心は，「より高次の叡智をもたらした意図せざる結果」の探求にあったと指摘し(84)，サヴィニーの後継者を自認した。

メンガーの理論は，M・ヴェーバー（Max Weber）にも影響を与えた。ヴェー

(81)　F・A・ハイエク（八木紀一郎監訳）『思想史論集』（春秋社，2009年）166頁。

(82)　ソト・前掲注（36）77頁。

(83)　コールドウェル・前掲注（15）53頁。

(84)　同87頁。

バーは，経済理論を純粋理論だけでなく，社会的・歴史的文脈を加味して社会経済学を構築しようとした。八木紀一郎は，ヴェーバーのいわば〈経済的行為の合理的構成〉理論に，メンガー理論の面影をみることができる，と指摘している[(85)]。

２　ミーゼスのプラクシオロジー

(1)　主観主義の徹底

上述のように，メンガーは主観主義を採用し，主観主義がすべての経済理論に決定的な影響を与えるだろうことを示唆した。ハイエクは，メンガーの主観主義を「過去数百年の経済理論の重要な進歩はすべて，主観主義の一貫した適用への前進だったといっても過言ではない」[(86)]と指摘した。そしてこの主観主義を最も首尾一貫して適用したのはミーゼスだとも指摘した。現代的オーストリア学派のアプローチは，多かれ少なかれミーゼスを下敷きにしていると思われるため，ミーゼスのプラクシオロジー（人間行為学）の要諦をみておこう。

プラクシオロジーのアプローチは，すべての人間行為に適用される。なぜなら，人間行為は目的的行為であり，目的的行為を理解することがプラクシオロジーだからである。ミーゼスのプラクシオロジーは，選択の論理である経済学を，狭い意味での経済に限定して用いず，あらゆる人間行為に当てはめるのである[(87)]。この点では，経済学を手段として用い，各種の制度の分析を試みているポズナー流の法と経済学と軌を一にしている。

ミーゼスは主観主義の行為論とでもいうアプローチを採用している。すべての人間行為は目的をもっており，その目的は外部から与えられるのではな

(85)　八木・前掲注（62）24-25 頁。八木は，ヴェーバーの「方法論的個人主義」は，メンガー理論の主観的価値論の換骨奪胎だったのではないか，ともいう。

(86)　ハイエク・前掲注（31）31 頁。

(87)　Leeson, *supra* note 48, at 50-51.

い。人は現実の不確実性のなかで目的と手段の結合を新しく創造する。人間行為はすべて主観的に合理的である。たとえば，農民が科学者のアドバイスにもかかわらず伝統を守るのは，それが合理的であると農民が信じているからだと説明できる(88)。

人間が現実の時間のなかで行為するということは，とりもなおさず，状況に変化をもたらすということである。未来がどのように変化するかは予期できないため，人間行為によるひとつの可能性の選択は，不確実な未来に対する対処，投機を意味している。新古典派経済学が，“他の事情が一定であれば”として，時間や行為選択が何の状況変化も引きおこさないと仮定することは，「魂のない，思考しない，ロボットの世界」(89) だとミーゼスはいう。

人間行為は，本質的に変化を引きおこすため，未来は常に不確実である。これは人間が行為をすることの必然的結果である。政府介入によって，かかる不確実性を除去することはできない(90)。もしできるとすれば，それは人間行為を否定するときだけである。

ミーゼスが問うたのは，不確実な社会でいかにして経済がなりたつのかであった。その解答のための鍵となるのが，競争的市場システムと企業家であるが，本稿では立ち入った検討はしない(91)。

(2)　ミーゼスの主観主義徹底論に向けられた疑問

メンガーの受動的な主観主義を，能動的な人間の行為の理論としてとらえる試みが，ミーゼスのプラクシオロジーである。ミーゼスは主観主義をより

---

(88)　八木・前掲注（62）139-140 頁。

(89)　ミーゼス・前掲注（3）281 頁。

(90)　松嶋敦茂「ミーゼスの「人間行為学」をめぐって」彦根論叢 273･274 号 240 頁（1991 年）。

(91)　松島はミーゼスの人間行為学を 10 項目に要約して分析している。同 242-247 頁。また競争や企業家についての分析は，井上嘉仁「市場プロセスにおけるカタラクシー的効率性と広告──営利的言論理論の再検討をめざして──」姫路法学 49 号 39 頁参照。

徹底したのだった。この思考は，現在のオーストリア学派の源泉にもなっている(92)一方で，これに対する異論もある。

第一に，主観主義を徹底したために，メンガーにみられた不徹底，換言すれば寛容さが損なわれた，というものである。ミーゼスは，主観主義の徹底により，選択行為をアプリオリに合理的なものと考える主観的合理性を強調する。しかし，それだけでは，所有および利害の構造のもとでの各経済主体の行為の諸連関を認識しうることは説明できないのではないか，市場を残して社会の実体を消去してしまった，という批判がある(93)。

第二に，私有財産の保障によって主体が主観的意味で合理的に行為した結果なにがもたらされるのかのメカニズムが明らかでない点が批判される。経済的行為を位置づける構造の視点がない，というのである。主観主義的に合理的な行為やそれを許容する自由が，検証されないままマジックワード的に使用されているのではないか，という疑義である(94)。

第三に，第一の批判と関連して，市場に関する理論全体がアプリオリなシステムであると主張することへの異論がある。ハイエクは，ある人が他の人のすることから学ぶときには，経験的な要因が入ってくること，個人の行為の論理はアプリオリであっても，大勢の相互行為は経験的な分野に属すると指摘する(95)。

第四に，同じくアプリオリズムに関する批判として，社会的分業は歴史的経験をとおして試行錯誤的に得られるだろうし，自然ではなく社会を対象とする因果認識には，歴史的経験が不可欠だ，というものもある(96)。

ミーゼスのプラクシオロジーは，主観主義の徹底という意味で，その後の

---

(92)　八木・前掲注（62）138-139 頁。

(93)　同 142-143 頁。

(94)　同 141-142 頁。

(95)　コールドウェル・前掲注（15）270-271 頁，スティーヴン・クレスゲ＝ライフ・ウェナー（嶋津格訳）『ハイエク，ハイエクを語る』（名古屋大学出版会，2000 年）60 頁。

オーストリア学派の潮流に勢いをつけるものだった。しかしその理論は新鮮ではあったが完全ではなかった。ここで取り上げた批判はほんの一例に過ぎない。だが，われわれにとって重要なことは，ミーゼスの理論を細部にわたって検証することではない。重要なのは，ミーゼスが徹底した主観主義にもとづく人間行為論から，憲法学が学ぶべき点を探ることである。

3　現代のオーストリア学派の一般的傾向

(1)　一般的特徴

オーストリアという文化的・歴史的状況のなかで主観主義にもとづく経済学を育んだメンガー，アメリカにわたって主観主義を徹底し，人間行為学にまで高めたミーゼスらのオーストリア学派が再評価されたのは，ハイエクがノーベル経済学賞を受賞した1970年代であった。70年代は，福祉国家思想のもとで膨れ上がった財政赤字への対処が迫られた時代である。小さな政府を目指すため，ハイエクの理論は注目を集めたのだった(97)。

ハイエクの理論は，周知のとおり，経済，法，政治，社会など諸領域にわたる重厚なものである。しかし，経済行為の分析が法や社会的な制度と関連している重要な問題であったことは，ハイエク以前から，オーストリア学派の共通認識であった。メンガーの弟であるアントン・メンガー（Anton Menger）は法学者であったし，メンガー自身はサヴィニーを範としていた。ハイエクが法哲学者のようであったのも，オーストリア学派の特徴であると言えよう(98)。

ハイエクの政治理論の中心は，スコットランド啓蒙哲学である。ハイエクはD・ヒューム（David Hume）を引いて，より高度な法的秩序は，「所有の安定性に関するもの，同意による譲渡に関するもの，約束の実行に関するも

(96)　松嶋・前掲注（90）252-253頁。
(97)　吉野・前掲注（16）３頁。
(98)　八木・前掲注（62）248頁。

の」の三つを活用する傾向にある，という(99)。

ヒュームは，市民社会の基礎は財産，契約，同意にあるとみて，生産的な専門化と平和的協力を人間社会にもたらすためには，所有の安全と安定，約束の遵守，同意による財産の移転を社会が備えていなければならないと論じた(100)。財産が不安定であれば約束は守られず，暴力的な行為が社会状況を特徴付けるホッブズ的な社会となり，社会状況が財産，契約，同意によって特徴付けられる場合には，平和と繁栄が優勢となると考えられた(101)

ハイエクはヒュームの議論を正しいものとみて，法の支配に従う民主的な政治組織，個人の私的領域における活動の強力な憲法的保護，財産権の執行と取引可能性，安定した通貨といった一連の社会制度のなかに，市場システムが定着すればうまく機能すると考えていた(102)。

ハイエクの後の世代，ミーゼスの弟子であるカーズナーは，人間は過去から学び，想像力を使って，未来を切り拓いていくように行為するという考えを受け継いでいる。オーストリア学派にとって，経済学は人間行為の一般理論なのである(103)。人間行為を扱う法学も，現代のオーストリア学派の思考を活用できるはずである。

ミーゼスのアプリオリズムに対する批判を受けて，主観主義をどう扱うかは現代的なオーストリア学派の論者にとって一つの課題であろう。しかし主観主義はオーストリア学派のキー概念であることには変わりない。近年では，主観主義から導かれる個人の信念を重視し，迷信の果たす役割の研究もみられる(104)。主観主義のアプローチによれば，意思決定パターンやその結果を理

(99)　ハイエク・前掲注（14）37 頁。

(100)　デイヴィド･ヒューム（大槻春彦訳）『人性論（四）』（岩波文庫，1952 年）55-100 頁。

(101)　Boettke, *supra* note1, at 6-7.

(102)　コールドウェル・前掲注（15）427 頁。

(103)　ソト・前掲注（36）11-12 頁。ハイエクはこの一般理論に名前を付けるなら，ミーゼスの定義したプラクシオロジーが最適だと述べている。ハイエク･前掲注（31）250 頁。

解するためには，人間が，行為や直面する問題状況に付与した“意味”を理解しなければならない。この“意味”こそは, 個人の持つ信念なのだという(105)。信念には科学的にみて誤っているもの，迷信なども含まれる。迷信にもとづく人間行為も合理的なものとして法制度を分析する視座を提供しているのである。

ここまで検討したものも含めて，現代的なオーストリア学派の実質的立場は，10 の命題として，次のように要約できる(106)。①個人のみが選択する。②市場秩序の研究は，基本的に，交換行動とその交換がおこなわれる制度についてである。③社会科学の“事実”とは，人が信じていることおよび考えていることである。④効用や費用は主観的である。⑤価格システムは，人びとが自身の決定をなすさいに処理する必要のある情報を節約する。⑥生産手段における私有財産は，合理的な経済計算のために必須の条件である。⑦競争的市場は企業家的発見のプロセスである。⑧貨幣は中立的ではない。⑨資本構造は調整されなければならない多様な用途をもつ異種の財からなる。⑩社会制度はしばしば人間の行為の結果であるが，人間の設計の結果ではない。

（2） 一般的批判

歴史主義者や制度主義者たちは，経験を重視し，オーストリア学派が発展させた普遍的で抽象的な経済理論を批判している(107)。

たとえば，ハイエクにみられるように，事実は概念や理論によって影響を受けるという意味で，当事者は行為をおこなう現実を「創造する」(108)。カー

---

(104) Leeson, *supra* note 48, at 46, *see also* PETER J. BOETTKE ed., CONTEMPORARY HANDBOOK ON AUSTRIAN ECONOMICS (2010).

(105) Leeson, *supra* note 48, at 46.

(106) Boettke, *supra* note1, at 21. 本稿でも言及したように，経済現象を単純化して扱う研究アプローチとは対置される。

(107) ソト・前掲注（36）86-87 頁。

ズナーは実証研究の一般的妥当性に留保を示している(109)。このように，オーストリア学派は，経験主義に対して大なり小なり反発する傾向がある。ミーゼスのアプリオリズムが最も顕著な例である。

たしかに，認知プロセスの一部は，人間の知識を経由する主観的なものと位置づけられる。しかし，一部が主観的であるからといって，全体を主観的なものと考えるのは，過度の一般化ではないか。主観主義的な部分と客観的，経験的あるいは歴史的部分とがあるのではないか。主観主義は認知プロセスのどこまで及ぶのか。オーストリア学派への批判は，主観主義という中心的観念に関する曖昧さという問題の指摘である(110)。

主観主義を拡張するオーストリア学派の論者は，L・ラックマン（Ludwig M. Lachmann）である。ラックマンは，ラディカルな主観主義（急進的主観主義）を提唱する。ラックマンによるオーストリア学派批判は，主観主義を徹底していない点に向けられる。ラックマンは，メンガーら始祖の世代の主観主義を不完全であるとみる。そのうえで，「効用」や「選好」といった受動的な主観主義から，「期待」を軸とした能動的な主観主義の「万華鏡的世界」に進出するべきことを主張する(111)。

ラックマンのように考えると，自生的秩序の形成が不可能になる可能性もある。そこで主観主義をラディカルに推し進めず，パターンの認識という意味では，ある種の客観的要素を導入することも考えられる。ハイエクの主観

---

(108)　ハイエク・前掲注（31）25-35P 頁。

(109)　Israel M. Kirzner, *On the Method of Austrian Economics*, in EDWIN G. DOLAN ed., THE FOUNDATIONS OF MODERN AUSTRIAN ECONOMICS 40 (1976).

(110)　G・M・ホジソン『現代制度派経済学宣言』（名古屋大学出版会，1997 年）128 頁。

(111)　ラックマンのような急進的主観主義者たちは、知識の分散性や暗黙性に着目し、カタラクシーの自生的秩序が、「分岐する期待」のせいで自生的無秩序や非調整へ陥る危険性を強調している。他方で, ハイエクは調和的にみている。スティーヴ･フリートウッド（佐々木憲介他訳）『ハイエクのポリティカル・エコノミー 秩序の社会経済学』（法政大学出版局，2006 年）296 頁。

主義的方法は，そのようなものである。しかし，ハイエクの議論も，個人間の利害調整が秩序内で実際にどのようにおこなわれるのか，そのメカニズムを語っていないと批判される[112]。同様に，オーストリア学派は，市場プロセスの有効なヴィジョンを提供するが，そのプロセスを支える生産および所有の「構造」を包括する全体的な理論ではないとも批判される[113]。またハイエクの進化論は，進化過程で生き残った制度に正統性をあたえる[114]。こうした態度が保守的であると批判されることもある。

五　社会主義的計画または干渉の問題

1　社会主義計算論争

(1)　ミーゼスのいいたかったこと

オーストリア学派の理論が最も輝いたのは社会主義計算論争であろう。カーズナーは，市場を発見の競争的プロセス，企業家的なプロセスと考える現代的なオーストリア学派にとって，社会主義計算論争は触媒の役割を果たしたという[115]。この論争を経て，オーストリア学派はみずからの立場を洗練していった。

社会主義計算論争において，ミーゼスは二つの点を指摘した。ひとつは，資本財市場が存在しなければ，合理的経済計算は不可能であること。他のひとつは，社会主義では，個人の自発的な経済活動は成り立たないことである。そして完全な定常的状態でないかぎり社会主義は実行不可能だと主張した[116]。

第一の点は，社会主義が私有財産を認めないことから導かれる社会主義計算の不可能性である。交換と契約が成り立つためには，ヒュームが指摘した

---

(112)　吉野・前掲注（16）96-97 頁。

(113)　八木・前掲注（62）257-258 頁。

(114)　生き残ったものがすべて「良い」とはいっていない。吉野・前掲注（16）96-97 頁。

(115)　Israel M. Kirzner, *The Economic Calculation Debate: Lessons for Austrians*, 2 Review of Austrian Economics 1 (1988).

ように，財産の所有が必要不可欠である。私有財産を認めず，計算によって形成された価格は幻に過ぎない。生産手段の私有が認められていなければ，生産手段の市場は存在しない。市場が存在しなければ生産手段に成立する相対価格も存在しなくなるだろう。そして，相対価格がなければ，希少資源の代替的利用に関する合理的な経済計算はありえないからである(117)。

第二の点は，次のような思考から導かれる。社会主義の不可能性は，特にそれが，均衡モデルに依拠し，情報のすべてが利用可能であると考えることに致命的欠陥があった。Ｊ・Ｈ・ソト（Jesús Huerta de Soto）は次のようにミーゼスの主張を要約する。“すべての意志，価値と知識の源泉は，行為者の創造能力にある。よって，社会主義や干渉主義のような暴力的強制にもとづいたシステムは，行為者の内心から，社会を協調させるために必要な情報が生まれるのを阻害することになる。行為者は，情報にアクセスしなければならないが，社会主義のように強制や妨害にもとづくシステムでは，多かれ少なかれ，自発的な交換や通貨の自由な使用ができなくなる。自発的交換のように価値が発見されたり創造されることはない”(118)。

主観主義の観点からは，人びとはそれぞれに主観的な価値を財に付与している。主観的価値が異なることから，交換が生じる。自発的交換をつうじて，主観的な価値や情報が,外的な価格として顕現する。自由市場が,主観的価値・情報を外部に表出する媒介となっているのである。自由市場を想定しない社会主義は，主観的価値・情報を表明することができず，利用可能な情報が存在しなくなるため，不可能な試みとなるのである(119)。

---

(116)　松嶋・前掲注（90）240頁。

(117)　ミーゼス・前掲注（3）738-755頁。Peter J. Boettke, *Economic Calculation: Austrian Contribution to Political Economy*, 5 ADANCES IN AUSTRIAN ECONOMICS 131, 134.

(118)　ソト・前掲注（36）133-135頁。

(119)　Murray N. Rothbard, *The end of socialism and the calculation debate revisited*, 5 REVIEW OF AUSTRIAN ECONOMICS 64 (1991).

(2)　社会主義批判にみられるオーストリア学派の思考

社会主義計算論争において，社会主義の不可能性は支持を得たように思えた。しかし資本主義, 自由主義陣営においても, 計画の必要性を説く者は多く, またそれは資本主義・自由主義と両立するかのように受け取られた[120]。これに強い危機感をもって，ハイエクは『隷属への道』を執筆したのだった。

『隷属への道』はイギリスの状況を念頭において執筆されたが, 予想に反し, アメリカで一大ブームとなった。アメリカでは，ニュー・ディール以降も社会改良を肯定する意味での「リベラリズム」への支持は依然として厚かったため，ハイエクへの批判もまた強烈だった。

ハイエクに先立ち，K・マンハイム（Karl Mannheim）は次のことを指摘していたとされる。“計画が必要だという共通認識がありながら，民主的な議会が特定の計画に関して合意できない状況にあるとすれば，議会ではなく政府，あるいは単独の誰かに権限を委譲するべきだという要求が高まるに違いない。物事を遂行したいと思うなら，その担当官は民主的な手続きという足かせから解放されなければならないだろう”[121]。

マンハイムの見立てが正しいとすれば，経済計画が必要であり実施されるべきだと人びとが考えるならば，政府当局に独裁的な権限を付与しなければならなくなる。ハイエクは，これを論点として社会主義が自由と両立しないことを『隷属への道』で論じたのである。政府による独裁的な権限により痛みを被る人びとを統制するために，ますます大きな統制権を当局はもたなければならなくなる。経済計画を遂行するために与えられた権限は，政治プロセスを統制する権限へと強化されるだろう。民主的なかたちで始まったとしても，結果としては自由は犠牲になる。ハイエクは，民主主義が生き残るためには，市場システムにおける選択の自由と共になければならないという[122]。

---

(120)　吉野・前掲注（16）182 頁。

(121)　コールドウェル・前掲注（15）294 頁。

(122)　これが『隷属への道』の主要なテーマとなった。同 294 頁。

ひとたび計画を受け入れてしまえば，政府権力は拡大し，人びとの自由は侵害される。経済計画の遂行は，全体的な自由への侵害をもたらす。このことは，社会民主主義者や穏健な計画主義者にもあてはまる[(123)]。社会主義的な計画を擁護することは，社会主義やファシズムと径庭ないものとして，拒絶されなければならない。社会主義批判にみられるオーストリア学派の思考は，すべての社会主義的計画の拒絶へといたるのである。

２　社会主義計算論争の応用と法の支配

(1)　社会主義計算論争の応用

ミーゼスやハイエクによる社会主義計算論争は，社会主義が実現不可能であることのみならず，すべての社会主義的考え方にも適用しうる。なぜならば，社会主義計算論争の要諦は，自由な市場プロセスなしでは，主観的価値・情報を規制当局は得ることができないことにあるからである。情報がないなかで，強制的命令によって，社会を合理的に組織化することは不可能なのである[(124)]。

社会主義計算論争を法の内生的進化と結びつけて分析した論者に，イタリアの古典的自由主義政治学者であるブルーノ・レオーニ（Bruno Leoni）がいる。レオーニは，社会主義計算論争で経済計算の不可能性を論じたオーストリア学派の貢献は，より広く，社会において立法者が引きおこす問題群の一部に過ぎないと考えた。中央経済計画が不可能であるのは，人びとの継続的協力がなければ，人びとの現実の行動を統制するルールは制定できない，というより大きな問題の一部だったとみる。世論調査や国民投票は過去の状況に関する情報であり，政府に統制権限を付与する根拠としては不十分である。なぜなら，人びとの現実の行動は，変化する条件に自らを絶えず適合させてい

(123)　吉野・前掲注（16）183 頁。
(124)　ソト・前掲注（36）136 頁。

るからである[125]。

レオーニはハイエクとのやり取りのなかで，財の市場と同様に法律の市場が存在するという理論の背景について述べている。“ルールは，行為のために要求する条件の表明であるので，価格に相当する。価格が財の交換のために要求される条件の表明であるのと同じである。誰もが与えられた状況において，ルールを発見するのである”[126]。

市場プロセスにおいて，価格が役割を果たすためには，自由な競争が必要である。発見の装置としての競争プロセスが市場的調整を可能とするのと同じように，法システムを機能させるためには競争が不可欠となる。競争が誤りを発見し，平和裡に社会的な強調を促進するのである。レオーニにとって，法律の市場における競争は，財の市場におけるのと同様に，発見のプロセスなのである。指令的な立法は，中央計画と同様に，学習を抑制し，そしてそれ故に，社会的相互交流や経済的良化の促進を阻むのである[127]。

社会主義計算論争で得られた知見は，かくして社会主義的な考え方全般に及ぶ。主観的価値は自由な交換を通じてしか看取されないというオーストリア学派の主観主義は，経済市場のみならず，あらゆる行為にあてはまる。人間行為は目的的行為であり，目的を達成するために手段を選択する。かような選択行為に，主観的価値や主観的費用が反映されており，選択行為の相互作用のなかで，社会的制度が創造されると考えられる[128]。

（2） 競争

競争プロセスを発見のための装置であると説いたのは，ハイエクである。

(125) BRUNO LEONI, FREEDOM AND THE LAW 18-19 (1961［1972］), quoting Boettke, *supra* note1, at 18.

(126) ANTONIO MASALA, IL LIBERALISMO DI BRUNO LEONI 228 (2003), quoting Boettke, *supra* note1, at 18-19.

(127) Boettke, *supra* note1, at 19.

一般均衡理論においては，競争は状態であり，それ自体は何ももたらさない。しかしオーストリア学派において競争は，現実の時間のなかで展開され，市場に変化をもたらすものである。この意味での競争は動態的競争である。ハイエクは知識の発見プロセスとして競争を定義した(129)。ハイエクは次のように述べている。「われわれが自由を擁護する理由は，競争が知識の伝播のために最有力の手段の一つであり，また競争が知識を持たない人びとにたいして知識の価値を通例明らかにするであろうという主張に主としてもとづいている」(130)。

オーストリア学派の主観主義を基礎とすれば，知識は個人のなかに局所的に存在する（知識の主観性）。同じ情報を異なって理解することもあれば，理解した内容を完全には伝達することもできない性質をもっている。このような局所的知識は，市場における競争プロセスを通じて価格として伝達されうる。発見プロセスとしての競争によって，何が有効な知識かが明らかになっていくのである(131)。

競争が機能するためには，競争を維持し，便益を生み出すような法制度が必要であるが，こうした法制度の特質については，悲しいほどに無視されて

---

(128)　たとえば最低賃金法に関して，コールドウェルは，次のように述べる。“最低賃金法はかえって雇用を喪失させるとの批判に対して，ディヴィッド・カード（David Card）とアラン・クルーガー（Alan Krueger）らの研究は，雇用喪失はおこらないことを明らかにしたかに思われる。しかし，いくつかの問題点が指摘される。雇用喪失がデータに表れていないだけで，たとえば企業がこれから提示しようとしていた職数を削減する，潜在的な求職者が休職しないということが，実際には起こっているかもしれない。最低賃金の引き上げが予定されている場合，引き上げ前に調整されることもありうる”。コールドウェル・前掲注（15）471-472 頁。

(129)　F・A・ハイエク（渡辺茂訳）『法と立法と自由［Ⅲ］自由人の政治的秩序〔新版〕』（春秋社，2008 年）96-97 頁。

(130)　F・A・ハイエク（気賀健三＝古賀勝次郎訳）『自由の条件［Ⅲ］福祉国家における自由〔新版〕』（春秋社，2007 年）166 頁。

(131)　吉野・前掲注（16）118-119 頁。

きたとハイエクは述べた[132]。ハイエクのいう競争を機能させる法制度とは，法の支配に合致する法制度に他ならない。

(3) 法の支配

競争を機能させるための法の支配とは何かについて，ハイエクは検討している。

法の支配は国家権力を制限するための手段である。恣意的な権力は，それが君主に由来するものか，議会に由来するかによらず，濫用される。したがって，民主的な議会権限か否かといった権力の由来は，法の支配にとってクリティカルな問題ではない。

ハイエクによれば，法の支配は，権力の由来ではなく，「法がどうあるべきかに関する一つの教義であり，また個々の法律のもつべき一般的属性に関しての教義」[133]である。自由のための法律であるためには，抽象的で非人格的であること，将来を展望していること，既知，確実そして適用において普遍的であること，執行においては平等であることがあげられる[134]。

要約すれば，一般的・抽象的で，誰にでも等しく適用されるという性質を，特定の法律がもっていなければならないという法原則，これが法の支配である。ハイエクは，コスモスとタクシスを区別しながら，法の支配にいう法は，コスモスにおけるノモスのようなものだと論じている。コスモスは自生的秩序のことであり，ノモスは名宛人を特定しない抽象的なルールをいう。タクシスは組織である。組織は組織目的のために奉仕するよう設計されたルールを持っている。これをテシスという。ハイエクは，市場，市民社会をコスモスと考え，ノモスが機能していると理解する。国家による市場への干渉は，市場，市民社会を組織化するものであり，コスモスをタクシスに変え，テシ

(132) ハイエク・前掲注（9）44 頁。
(133) ハイエク・前掲注（14）103 頁。
(134) 同 103-111 頁。

スを混入させることになる。法の支配とは，コスモスにテシスを混入させること，市民社会を組織化しようとすることを阻止する法原理だ，ということになる。ハイエクは，「国家は，一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで，時間や場所の状況に依存するすべてのことは，個人の自由に任せなければならない」(135)と述べている。

ハイエクの議論によれば，たとえば具体的な再分配を目的とする法律は禁止されることになる。法律は，一般的，非人格的で，いかなる特定の成果も目指してはならないからである(136)。

社会主義的傾向を持つ考え方は，この法の支配が要求する法律の属性をもっていない。社会主義的な介入を是とする人びとは，野放図な市場経済に秩序をもたらそうとする意図を持っている。こうした介入による秩序は，自由と両立するのだろうか。

法の支配は，法律に一般性・抽象性・普遍性を要求することで，市場における競争を維持・促進する。競争は知識の発見プロセスであるから，各人の目的追求行為は，競争プロセスを通じて妥当な知識を獲得しながら遂行される。法の支配は，政府の計画立案者の裁量や権限を統制し，人びとの予測可能性を高め，各人の計画を矛盾なく遂行できるようにする(137)。法の支配は自由と両立するというより，自由のための法原則である。

逆に社会主義的な介入は，必然的に強制をともなう。個人の目的追求の計画を抑圧し，政府自身の計画を実行しようとする。社会主義的介入は，自由と両立しないのである。

法の支配による自由保障は，政府の介入によって蝕まれる関係にあり，両者は衝突する。法の支配を重視することは，社会主義的傾向を排除することを意味する。

---

(135)　ハイエク・前掲注（9）96頁。

(136)　コールドウェル・前掲注（15）357-358頁。

(137)　Boettke, *supra* note1, at 15.

六　おわりに

本稿は，オーストリア学派の法と経済学の分析ツールをもちいて，憲法学を考察することに意義があるとみて，オーストリア学派が何を分析の軸とし，いかなる結論を得てきたのかを，次のように検討してきた。

まず，人間行為は目的的行為であり，憲法学は人間行為を保障すると解すべきことをみた。個人は，主観的に価値があると考える目的を達成するために手段を選択する。各人の主観は客観的には知り得ず，ただ選択という行為によって，その一部を知ることができるだけである。かような選択行為の相互作用により，主観的情報が市場（社会）においてパターンを形作り，利用可能な制度となる。この制度により，個人は目的達成計画を遂行しやすくなる。憲法は，こうして自生的にできあがった制度を保障することが求められる。そのために，憲法は法の支配という原則を使用し，国家の目的のために，各人を手段とすることを禁じ，国家に一般的抽象的ルールの制定のみをおこなうように求めているのである。

一般的抽象的ルールの制定ではなく，より詳細に制度をデザインできるのではないか。制度設計には数学モデルを利用し，自生的秩序ではなく，自由のための合理的設計にもとづく人為的制度が必要なのではないか。科学主義的な客観主義は，人間社会をそのように設計しようとする。しかし社会科学は，複雑な社会において，人びとが理解している事柄に基づいて行動するとき，どのようにして世界が構築されるかを分析しなければならない。自然科学のように，対象を単純化し，人びとがみているものを別の概念で説明するのではない。人びとがみている世界を分析の始点にするのが，社会科学なのである。それを強く主張したのが，オーストリア学派だった。

オーストリア学派の始祖はメンガーであり，彼の採用した主観主義こそ，オーストリア学派の胎動を予感させるものだった。ミーゼスはメンガーの主観主義を徹底し，狭い意味での経済学を飛び出し，人間行為学（プラクシオロジー）として，オーストリア学派の経済学を体系化した。ミーゼスの，と

りわけアプリオリズムは，常に批判の対象となるが，それ以上に，主観主義のアプローチを鮮烈に印象づけた。現代的なオーストリア学派の理論家は，多かれ少なかれ，ミーゼスの影響を受けており，その強弱はあれど，メンガー以来の主観主義を教義としている。

オーストリア学派の理論的深化は，社会主義との闘いによって得られた。社会主義計算論争は，自由市場に寄らない社会主義的な経済計画の不可能性を論証したものである。経済計画の不可能性は，単に経済的側面のみならず，市場社会の組織化の不可能性を示唆するものだった。主観主義からは，必要な情報は自由な選択行為の相互作用によってしか得られず，しかもすべてが得られるわけではない。人為的な計画には情報を必要とするが，その必要な情報は決して得られることはない。人間の行為は変化を生み，時間の経過は人間の行為を生む。したがって，状況は変化し，情報も変化する。これにより，特定の目的を達成する意図で設計された計画は，失敗を運命づけられるだろう。

以上のように，本稿は，オーストリア学派の理論に焦点を当て，憲法学が重視してこなかった主観主義をはじめとする分析や制度への関心の重要性と，法の支配の原理から社会主義的傾向を拒絶すべきことを指摘した。具体的な法制度論や憲法解釈論への接続には，さらなる理論分析を必要とする。これらの研究は他日を期すことにする。